<未接道地>

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条

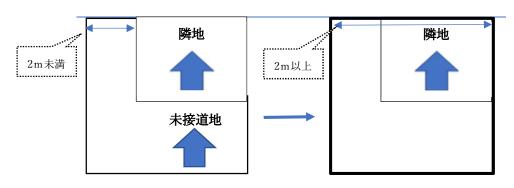
第1項(幅員4m以上の道路法の道路。国道・県道・市道・区道など)又は、

第2項(幅員 1.8m~4 m未満の道路。セットバック必要道路。)に規定する道路に

2 m以上接しない民有地。

※林道・里道・農道・民地は該当しない。

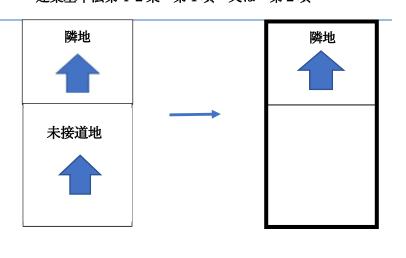
建築基準法第42条 第1項 又は 第2項





- ・1つ除却している
- ・未接道が解消している

建築基準法第42条 第1項 又は 第2項





- ・1つ除却している
- ・未接道が解消している